

おちあい居宅介護支援事業所運営規程

第1条（事業目的）

医療法人社団井口会が開設するおちあい居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)は、事業所の介護支援専門員が、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援、指定介護予防支援を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

- ①事業の実施にあたり、利用者が要支援、要介護状態等にあっても可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う。
- ②事業の実施にあたり、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③事業の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- ④事業の実施にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

第3条（事業所の名称）

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 おちあい居宅介護支援事業所
2. 所在地 岡山県真庭市上市瀬351-1

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）は次の通りとする。

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名
管理者は、この事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護の支援の提供に当たるものとする。
2. 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援、指定介護予防支援の提供にあたる。
3. 介護支援専門員1名あたりの担当利用者数は40名までとする。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 国民の祝日に関する法律に規定する日、創立記念日6月1日、8月13日から8月15日まで、12月30日から1月3日までを除き毎週月曜日から土曜日までとする。
2. 営業時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
土曜日 午前9時から正午
3. その他 ただし、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

第6条（要介護認定の申請等に係る援助）

介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に係る申請、更新に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力、援助を行うものとする。

第7条（指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供方法及び内容）

要支援、要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を、利用者もしくは、その家族の意思を尊重して、医療保健サービス、福祉サービス等のサービス事業所と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービスの手続きを行う。

1. 居宅介護サービス計画の作成

・利用者等へ情報提供

居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業等に関するサービス内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

・利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたっては利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

・居宅介護サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

・サービス担当者との連携

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けたサービスの担当者から、会議の招集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

・利用者の同意

介護支援専門員は、利用者又はその家族に対して、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文章により同意を得る。

2. サービスの実地状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所等との連携を継続的に行うことにより、居宅サービスの実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービスの計画変更、指定居宅介護サービス事業所、指定介護予防サービス事業所との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

3. 介護保険施設の紹介等

①介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。

②介護支援専門員は、介護保険施設等から退所又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

第8条（利用料、その他の費用）

1. 指定居宅介護支援、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣がものとする。
2. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

第9条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、真庭市(旧落合町、旧北房町)、美咲町(旧旭町)とする。

第10条（事故発生時の対応）

居宅介護支援の提供により事故が生じた場合は、速やかに家族へ連絡、また各市町村に連絡をすると共に、必要な処置を行う。

第11条（苦情・ハラスメント対応）

- ①事業所は、提供した指定居宅介護支援、指定介護予防支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス、指定介護予防サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という)に対する利用者又はご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる
- ②事業所は、提供した指定居宅介護支援、指定介護予防支援等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章、その他の物件の提出、もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- ③事業所は、自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス、指定介護予防サービス又は指定地域密型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会へに申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
- ④事業所は、指定居宅介護支援、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援、指定介護予防支援等に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第12条（虐待防止に関する事項）

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3)その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条（事業継続計画）

業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が、継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第14条（衛生管理）

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第15条（その他運営に関する重要事項）

1. 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関する事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する
また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は復命を行う。

- (1)採用時研修採用後6か月以内
- (2)虐待防止に関する研修年2回
- (3)権利擁護に関する研修年2回
- (4)認知症ケアに関する研修年2回
- (5)介護予防に関する研修年1回
- (6)感染症に関する研修年2回

2. 職員は、社会的使命を充分認識し、常に研鑽を積み、質的向上に努める。

3. 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報に対し守秘義務を負う。

又、退職後も同様の義務を負う。

4. 介護支援専門員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、初回訪問時又は、利用者もしくは、その家族から求められた場合には、速やかにこれを提示する。

5. 事業所は、居宅サービス計画、その他指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。

6. この規程に定める事項の他、必要な事項は別に定める。

附則 この規程は、平成11年 10月 1日より実施する

この規程は、平成13年 1月25日より改訂実施する

この規程は、平成17年 4月 1日より改訂実施する

この規程は、平成19年 3月 1日より改訂実施する

この規程は、平成20年 11月 1日より改訂実施する

この規程は、平成23年 4月 1日より改訂実施する

この規程は、平成27年 2月 1日より改訂実施する

この規程は、平成27年 11月 1日より改訂実施する

この規程は、平成29年 12月 1日より改訂実施する

この規程は、令和 5年 6月 1日より改訂実施する

この規程は、令和 6年 4月 1日より改訂実施する